

商工会報

# さくほ

令和2年2月1日発行

— No.29 —

 佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1  
Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541  
URL <http://www.sakuho.or.jp/>  
E-mail [info@sakuho.or.jp](mailto:info@sakuho.or.jp)  
会員数:314名(令和2年1月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook



(どんど焼きの炎が勢いよく燃え上がる R2.1.12)

## どんど焼き

1月12日天神橋南東・千曲川河川敷で商工会青年部どんど焼きが行われた。部員が正月飾りを回収し、やぐらを組み、そして点火する。その炎で歳神様を空へお送りし、今年一年の招福を願った。

## 今号の内容

年頭のご挨拶

働き方改革-時間外労働の上限規制

税務署よりお知らせ

# 年頭のごあいさつ



佐久穂町商工会

会長 由井正隆

皆様、明けましておめでとうございます。雪のない年末年始をゆつくりと過ごされたことと思います。年始より、米国とイランの間の緊張が高まり、その影響を受け株価が乱高下するなど波乱の幕開けとなりましたが、令和2年が穏やかで平和な年となるよう念願するところです。

さて、佐久穂町商工会の今年の課題は、災害からの早期復旧・復興と会員企業の支援だと思えます。

昨年5月1日に平成から令和に変わり、災害のない平和な日本を願った人が多かったと思いますが、残念ながら台風15号と19号の本州直撃により、これまで大災害と無縁であった佐久穂町でも大きな被害に見舞われ、会員企業にも被害がおよびました。また、台風上陸が紅葉祭と重なり、こちらも中止せざるを得ませんでした。今後のイベント開催も天候不安が付きまといまふ。このようなか、商工会としては理事の皆様のご理解により、被災された会員企業の皆様に御見舞いをお渡しし、また、佐久穂町には義捐金を拠出して

災害にあわれた皆様の復興が1日も早く進むよう、協力させていただきました。被害にあわれた皆様に御見舞い申し上げますと共に、今後も復興支援に全力を挙げます。

商工会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行により、会員数の減少が続いている上に、10月の消費税増税に台風被害も加わり、樂觀できない状況が続いています。会員企業の支援のため、小規模事業者持続化補助金の積極的な活用を推進し、会員企業の経営支援や新規創業支援にも取り組みました。しかし、会員数の減少に歯止めをかけることは、残念ながらできておりません。本年も、引き続き小規模事業者持続化補助金の有効活用、特産品の販路開拓支援、事業承継支援、復興支援のためのグループ補助金などを活用した支援推進が必要と思っております。

また、地域振興事業では、今年のおほいほいは、開催時期・会場が決まっております。検討が必要です。話は変わりますが、昨年はワールドカップラグビーが開催され、当初期待

されていなかった日本チームが、ベスト8に進むという快挙に日本中が沸き立ちました。にわかラグビーファンが生まれ、ノックオンというラグビールールの浸透と共に、ファンチームが流行了しました。連日、日本各地のスタジアムで行われた試合では、多くの来日外国人が詰めかけ、ビール消費量などのインバウンド効果がすごかったそうです。昨年の来日外国人は、3、100万人超えと年々増え続け、ここ7年で5倍に増加しています。今年もオリンピックとパラリンピックが行われますので、更に増加することが予想され、4、000万人に迫る勢いのようです。また、来日外国人は、体験型のコト消費に費やす傾向が強まっているように、わが町でもインバウンド効果を取り込むために、何をなすべきか検討が必要と思えます。

令和最初の新年を迎え、これからは災害への備えと、災害に強い企業を目指しながら、平和で明るい年となります。皆様にとりましてご繁栄とご多幸の年となりますようご祈念し、御挨拶と致します。



## 台風19号災害

令和元年10月12日に上陸した台風19号、町の約半年分の降水量を1日で降らせる記録的な大雨で、佐久穂町にかつてない程大きな爪痕を残していきました。

特に千曲川・抜井川・余地川周辺では、土石流により護岸が大きく削られ、崩落被害や停電・断水、通行止めなどが発生したほか、越水による床上浸水被害がありました。

佐久穂町商工会でも、28会員企業が災害に見舞われました。被災された会員企業の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

商工会では、災害復興支援のほか、事業継続計画書（BCP）・事業継続力強化計画など災害に強い企業づくりを応援しております。



大日向4区：大きく削られた抜井川の護岸

# 新春講演会

1月8日(水) 花の郷・茂来館視聴覚室において新春経済講演会が開催されました。

今年には講師に一般社団法人リバイブジャパン代表の野口正人先生をお招きし、「企業の防災を考える〜災害に負けない会社・事業所のつくり方〜」と題して、お話し頂きました。野口先生は、災害時には自ら被災地の支援に赴き、災害支援やボランティアコーディネートネットを、平時には自治体主催の防災・災害支援講座や、学校法人主催の防災教育プログラム、社会福祉協議会主催の災害ボランティア養成講座など、減災・防災普及啓発活動にご尽力されています。

「なぜ、災害による被害が減らないのか」問いかけから講演は始まりました。それは、被害の減らし方が実現できていない我が国の現



野口先生の話に目を傾げる受講者

状が、そうさせているのだそうです。ニュース等でよく耳にする「こんなに大変な状況だ」「こんなに大きい被害が起きた」という痛ましい切り取り情報の中に隠された「こうしたから助かった」という言葉が、防災の重要なヒントだと続きました。災害が起こると、まず生命の危機が訪れます。これを直接的に感じられるかどうかが生死を分けます。情報や物流などあらゆるものが途絶し、1日が過ぎると安否確認や避難生活、情報の錯乱が起きはじめます。3日目頃から物資の配給がはじまり、同時に窃盗や詐欺、デマが流れ始めます。5日目頃にはライフラインが深刻化し、10日目頃から再建に向けた手続きが始まります。このころにはメディアによる情報格差が起き、災害ボランティアなど支援格差が生まれます。これらを踏まえ、防災の備えとして取り組むことは、危険な場所と影響を正しく知り、災害の実情や危険度を正しく恐れ、制度や対処法など正しく学び、対策や訓練など正しく備え、それらを正しく活かす臨機応変の対応が求められるそうです。

自分は大丈夫だという状況判断の誤りが、避難指示が出て避難しないという行動に繋がり、災害に対する認識が浅いから事前の備えに繋がらず、よって災害が起きてしまうのは偶然でも災害による被害は偶然ではないのだと話されました。自分の命を助けられな

# 新春賀詞交歓会

人は他人を助けられない。会社を守るためにも、まず自分を助けなければいけない。できることから始め、地域ぐるみで取り組み、災害を察知したら迅速に災害モードに切り替えることで、少しでも後悔を減らすことに繋がればと締めくくりました。

取り組むべき課題を、受講された方にも実例を交えわかり易く話して頂き、気持ちを新たにしました講演会でした。

1月8日(水)、花の郷・茂来館メリアホールにおいて、毎年恒例である佐久穂町商工会主催の令和二年新春賀詞交歓会が開催されました。

昨年利用した八千穂福祉センターは、改修に伴い利用することができず、今



由井会長による新年のごあいさつ

年は茂来館での開催となりました。商工会員および役員、行政関係、各種団体並びに関係機関から合わせて百十余名の皆様にご出席いただきました。

由井商工会長のあいさつに始まり、佐々木町長、依田県議からご祝辞を頂き、高橋町議会議長のご発声により乾杯しました。昨年に引き続き新しい会場での開催となりましたが、会場内では町内各店のおいしい料理を肴に大いに語らい、新年を慶び、始終歓喜に満ちていました。

なお、会場に災害義捐金募金箱を設置したところ、多くの方にご協力いただき、ありがとうございます。集まった義捐金は、佐久穂町台風19号災害義捐金に寄付いたしました。



新年のごあいさつを真剣に聞く参加者一同

# 時間外労働の上限規制が導入されます!

残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、**臨時的な特別の事情**がなければこれを超えることはできません。

施行 **大企業** 2019年4月～ **中小企業** 2020年4月～

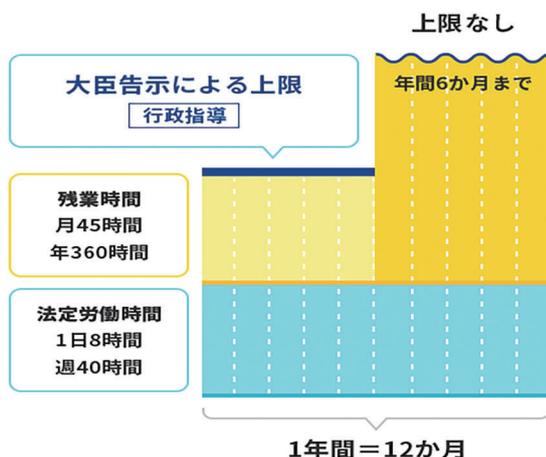
**臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、以下を超えることはできません。

- ✓ **年720時間** 以内
- ✓ **複数月平均80時間** 以内 **休日労働を含む**  
(「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が  
 全て1月当たり80時間以内)
- ✓ **月100時間** 未満 **休日労働を含む**

月80時間は、**1日当たり4時間程度**の残業に相当します。  
 また、原則である月45時間を超えることができるのは**年間6か月**までです。  
 ※上記に違反した場合には、罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

## 改正前

法律上は、残業時間の上限がありませんでした(行政指導のみ)。



## 改正後

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



※上限規制の適用が猶予・除外となる事業・義務があります。また、中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

## 実務対応編

## 36協定届の新しい様式

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式を策定しています。

- 時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における <input checked="" type="checkbox"/> 1日 <input checked="" type="checkbox"/> 1か月 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働+休日労働の合計が <input checked="" type="checkbox"/> 月100時間未満 <input checked="" type="checkbox"/> 2～6か月平均80時間以内 を満たすこと		

- 臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号の2）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における <input checked="" type="checkbox"/> 1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満） <input checked="" type="checkbox"/> 1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

- 経過措置期間中は上限規制が適用されないため、従前の様式で届出してください。したがって、大企業であれば2019年4月以後の期間のみを定めた36協定から、中小企業であれば2020年4月以後の期間のみを定めた36協定から、新しい様式で届出してください。
- ただし、経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出してもかまいません。

# 消費税軽減税率への対応について 税務署からの重要なお知らせ



## 【消費税の確定申告をされる方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上や仕入等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなど経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

### 帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>取引の対価の額</li> </ul>	左記の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

### 税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

### 帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ（経費の例）

帳簿（経費）

2019年 月 日	内容	金額
8 XX	水道光熱費 (〇市)	△,△△△
∴ ∴	∴	∴
11 XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇商店、文具代)	□,〇〇〇
11 XX	接待交際費※ (〇屋、お菓子代)	□,□□□
∴ ∴	∴	∴
	2019年合計	◎◎◎,◎◎◎

(旧税率対象) 旧8%対象 ▲▲▲,▲▲▲  
 ※軽減税率対象品目 8%対象 ■■■,■■■  
 10%対象 ●●●,●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表2-2 (令和元年9月30日までの取引分)

	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る 支払対価の額	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1 (令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る 支払対価の額	■ ■ ■, ■ ■ ■	● ● ●, ● ● ●	◎ ◎ ◎, ◎ ◎ ◎

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。  
 2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

佐久穂町

創業塾

商工会本所において、中小企業診断士 竹林晋先生を講師に招き令和元年8月20日から9月17日までの毎週火曜日午後6時からの3時間、全5回15時間に亘って商工会主催「佐久穂町創業塾」が開催されました。創業予定者や事業承継を予定している後継者、起業間もない方などを対象に、佐久穂町内外から総勢10名にご参加頂きました。



グループワークを発表する受講者



理念の作り方を教える竹林先生

「経営：社会・地域貢献を形にする創業とその心構え」「経営：事業コンセプトを考えてビジネスのアイデアを形にする」「販路開拓：マーケティングの基礎知識とビジネスプランを考える」「人材育成・財務：組織力を強化する・収支計画を考える」「ビジネスプラン：ビジネスプランのブラッシュアップとプレゼンテーション」といったカリキュラムで行われ、グループワークでは、互いに相談し意見を出し合いながら、それぞれの答えを導いていました。最終日にはビジネスプランの発表会も設けられ、思い思いのプレゼンテーションが行われました。また、9月24日には創業計画個別相談会も設けられ、受講者の方に寄り添った相談会となりました。

「活用ください」

中小企業人材育成助成金

佐久穂町商工会では、会員企業が自社の人材育成のために中小企業大学校で開催される研修に経営者、役員または従業員を派遣した場合、左記のとおり助成金を支給いたします。

《目的》 佐久穂町商工会員の発展と経営者、後継者、従業員の能力向上を図ることを目的とする。

《助成対象者》 佐久穂町商工会員で会費を滞納していない者

《助成内容》 経営者、後継者、従業員等の人材能力育成のため、次に掲げる研修機関の実施する講座を受講した場合に予算の範囲内で助成を行う。

● 助成対象研修機関：中小企業大学校

● 助成対象経費：……中小企業大学校が実施する研修の受講料及び宿泊料（中小企業大学校の寮に宿泊する場合に限る）の合計額。ただし、食事は除く。

● 助成率：……対象経費の2分の1以内で3万円を限度とする。

《交付申請》 研修後、次の書類を添付して別紙助成申請書を提出する。

- 研修の終了を証する書類（修了証等）
- 研修の受講料、宿泊料の領収書等

《その他》 助成金の交付申請は一人1年間につき1回限りとする。

確定申告の準備はお早めに 個別相談会のお知らせ

令和元年分確定申告の準備はお済みでしょうか。例年この時期は多くの相談者が訪れ、商工会事務所は大変混雑いたします。皆様にご迷惑をおかけしないためにも、商工会に確定申告等の税務に関するご相談をされる場合は、関係書類をお早めに提出いただきますようお願いいたします。

また、申告相談で商工会にお出かけの際は電話等でご予約していただきますようお願いいたします。

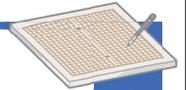
所得税・贈与税の申告期限は、3月16日(月) までです。

消費税・地方消費税の申告期限は、3月31日(火) までです。

税理士による無料納税相談会を、下記のとおり開催いたします。お気軽にご相談ください。

2月20日(木)	10 - 16時	輿水 博 税理士	商工会本所
2月27日(木)	〃	井出 智之 税理士	商工会本所
3月5日(木)	10 - 16時	三浦 一郎 税理士	八千穂支所

※ご不明な点は佐久穂町商工会までお問い合わせください。



### 相続の窓口

行政書士 竹内達朗

0267・86・3717

FAX 86・3727

他士業・関係機関と提携

窓口1つで総合的にサポート

**無料相談、出張相談可**

相続・遺言、農地関係申請、

法人設立、契約書作成など

<http://www.anshinsouzoku.com>

info@anshinsouzoku.com



商工会以外の活動・事業所のPR・お得な情報などを掲載記事を募集しています。詳しくは商工会まで。

### 遺言書の役割

財産の扱いについて遺族が迷わないため 遺産トラブルを防ぐためというのが一般的ですが、財産や課題を整理し、悩み事の解決にもなります。

### 遺言書の種類

公正証書遺言 公証人が作成するので安心・確実、ある程度時間と費用かかる

自筆証書遺言 特に費用はかからない 全て手書きする必要(一部法改正)

秘密証書遺言 自筆の必要なし(署名は自書する) 公証人に提示する

### 遺言書に残せる内容(主なもの)

財産分与について 預貯金・不動産・株式などを誰にどれだけ相続させるか等

遺言執行者の指名 義務ではないが遺言の内容によっては指名しておく必要有

祭祀継承者の指名 お墓や仏壇などを継承し、管理する者を指定できる

**※相続人以外に財産を残したいときは遺言で行うこともできます。**

## 会員紹介

〜よろしくお願ひします〜

### Y企画

(山本 治彦)

Y企画の山本と申します。ハケ岳、八千穂、山本からY企画とし、令和元年5月1日に開業届けを受理して頂きました。木材加工品、特にCLTのマーケティング・販売をしております。CLT(Cross laminated timber)とは、板を積み重ねて接着した合板のようなもので、物凄く丈夫で屋根、床、壁になります。欧州ではCLTを構造材として使っているビルが建てられたそうです。今のところ杉と檜のCLTですが、愛媛県西条市にある(株)サイプレス・スナダヤという会社の工場で製造されています。ここは欧州の技術を導入した超近代的な工場で、製材/乾燥/集材製造/CLT加工まで一貫生産なので、品質/コストとも圧倒的な競争優位性があります。

信州は森林大国です。木を使う環境や社会にやさしい、上手に木を使うことが持続可能な社会に繋がります。CLTを広めることで植林/育林/伐採/利用/再植林のサイクルの少しでもお役に立てたらいいと思います。CLTの製造/加工・建築設計・建設・流通いろいろな人達と連携していきます。興味ある方はメール(yamamoto.haruhiko@sunadaya.co.jp)にAUVRに報じたやつ。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の詳しいお問い合わせは 佐久穂町商工会(86-2275)まで

経営者にも退職金を！

小規模企業の個人事業(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

#### 制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

**節税のメリットがあります!!**  
掛金は毎月1,000円~70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。また、共済金の受け取り時には、一括の場合は「退職所得」分割の場合は「公的年金等の雑所得」となります。

**事業資金等の貸付制度があります!!**  
共済契約者の方が納付した掛金の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

**共済金の受給権は差押禁止!!**  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止権として保護されます。

## 長野県最低賃金

# 848円

【令和元年10月4日改正】

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

## 最低賃金が ことしも 変わります。

お問い合わせ先/長野労働局労働基準部賃金室(☎026-223-0555) 小諸労働基準監督署(☎0267-22-1760)